

## 大阪市広告事業調査研究会について

### １．経過

平成 16 年 12 月 17 日「大阪市財政構造の改革に向けて」（いわゆる「財政機構改革アクションプラン」）において、「具体的に取り組むべき課題」のうち「歳入の確保」の一つとして、市施設等を活用した広告料収入の確保があげられた。

これを受け、広告事業を全市的に拡充すべく、広告事業に関する調査・研究及び広告事業実施局との連絡調整を行うため、平成 17 年 4 月 1 日「広告事業調査研究会」が立ち上げられた。研究会での検討に基づき「大阪市広告掲載要綱」を制定し、平成 18 年度から大阪市においても、各局・区役所・事業所で広告事業が実施されている。

### ２．17 年度の調査・研究に基づき実施されている事業について

- ・ HP のバナー広告
- ・ 印刷物（市政だよりなど）広告
- ・ 給与明細裏面広告
- ・ 玄関マット広告
- ・ 図書館返却予定日周知レシート裏面広告

### ３．今後検討されている事業について

- ・ ネーミングライツの導入
- ・ 区役所等市施設外壁への広告の設置

### ４．その他

- ・ 道路施設（橋・案内標識等）への広告添架の要望

# 1. 委員報酬の公開について

## 大阪市 HP への記載状況

大阪市 - 大阪市総務局 - 組織・審議会 - 審議会情報 - 審議会等の公開状況一覧 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス(D) http://www.city.osaka.jp/soumu/judgement/shineikai/post\_10.html

大阪市 Osaka City

文字を大きくするここ サイトマップ キーワード検索 大阪市ホーム

総務局 ホーム 総務局 について とりくみ 庁舎 施設 情報公開 個人情報保護 条例・規則 公文書 コンプ ライアンス 組織 審議会 人事・給与 福利厚生 状況等 団体等との 交渉状況 公報 刊行物

大阪市ホーム > 各局・各区 > 総務局 > 組織・審議会 > 審議会情報 > 審議会等の公開状況一覧

### 組織・審議会

- ▶ 大阪市の組織
- ▶ それぞれの機関の役割
- ▶ 組織に関する主な関係規定
- ▶ 職員の派遣状況について
- ▶ 大阪市の職制改正
- ▶ 審議会情報

### 審議会等の公開状況一覧

最終更新日: 2006年 8月 22日

(平成18年4月1日現在)

会議の公開・非公開の決定は、各審議会等ごとに原則的な取扱いを定めたものであり、議題等によって例外的な取扱いがなされることがある。設置根拠の「条例等」は法律又は条例による設置を表し、「要綱等」は要綱又は要領等による設置を表す。

委員報酬のⅡは24,500円、Ⅲは19,500円、Ⅳは16,500円、Ⅴは13,500円(いずれも日額)

| 担当局   | 設置根拠 | 審議会名            | 公開状況 | 委員報酬        |
|-------|------|-----------------|------|-------------|
| 経営企画室 | 条例等  | 総合計画審議会         | 公開   | I<br>(部会はⅡ) |
| 市政改革室 | 要綱等  | 市政改革推進会議        | 非公開  | I           |
| 市政改革室 | 要綱等  | 総合計画・行財政改革推進委員会 | 公開   | I           |
| 市政改革室 | 要綱等  | 行政評価委員会         | 公開   | I           |
| 市政改革室 | 要綱等  | 外郭団体等評価委員会      | 非公開  | I           |
| 市政改革室 | 要綱等  | 特定団体経営監視委員会     | 非公開  | I           |
| 市政改革室 | 要綱等  | 福利厚生制度等改革委員会    | 非公開  | I           |
| 市政改革室 | 要綱等  | 互助連合会給付金等調査委員会  | 非公開  | I           |

トピックス  
新着情報  
プレスリリース  
入札・契約

情報公開請求の受付  
公益通報の受付

http://www.city.osaka.jp/soumu/

スタート 大阪市建設局管理部路... 庁内ポータル - Microsoft... 大阪市 - 大阪市総務... 文書 1 - Microsoft Word 18:34

### 委員報酬

I は 24000 円

Ⅱ は 19500 円

Ⅲ は 16500 円

Ⅳ は 13500 円

(いずれも日額)

| 担当局 | 設置根拠 | 審議会名     | 公開状況 | 委員報酬 |
|-----|------|----------|------|------|
| 建設局 | 条例等  | 屋外広告物審議会 | 公開   | III  |

## 審議会委員名簿

審議会について/大阪市屋外広告物審議会 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス(D) [http://www.city.osaka.jp/kensetsu/gaiyou/shingi/o\\_koukoku.htm](http://www.city.osaka.jp/kensetsu/gaiyou/shingi/o_koukoku.htm)

### 大阪市屋外広告物審議会

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 設置年月日  | 昭和40年11月18日                                   |
| 根拠法令等  | 執行機関の附属機関に関する条例                               |
| 委員任期   | 2年                                            |
| 委員定数   | 15名                                           |
| 委員構成   | 学識経験者等                                        |
| 所管事務   | 屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務         |
| 公開・非公開 | 公開                                            |
| 担当課    | 建設局管理部路政課<br>電話:06-6615-6687 FAX:06-6615-6576 |

### 大阪市屋外広告物審議会委員名簿

|      |        |                      |
|------|--------|----------------------|
| 会長   | 多胡 進   | 大阪市立大学名誉教授           |
| 会長代理 | 舟橋 國男  | 大阪大学名誉教授             |
| 委員   | 北浦 かほる | 帝塚山大学教授              |
|      | 今竹 翠   | 総合デザイナー協会理事          |
|      | 前田 邦江  | 大阪府建築士会理事            |
|      | 奥村 昭夫  | ニューヨークアートディレクタークラブ会員 |
|      | 大野 治代  | 大手前大学教授              |
|      | 山崎 雅雄  | 大阪屋外広告美術協同組合理事長      |
|      | 塚脇 義明  | 関西ネオン工業協同組合理事長       |
|      | 岡田 幸雄  | 大阪市立大学名誉教授           |

ページが表示されました

スタート | 大阪市建設局管理... | ニュース・お知らせ - ... | 31回 | 審議会委員指針に... | 審議会について/... | 14:01

## 2. 審議会等の設置及び運営に関する指針

最終更新日：2006 年 8 月 21 日

### 第1 目的

この指針は、行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るとともに、市政に対する市民参加を促進するため、審議会等の設置及び運営について準拠すべき基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に掲げる機関とする。

1. 市民、学識経験者等で構成され、本市の事務について審議、審査、調査等(以下「審議等」という。)を行う機関で、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき市長その他の執行機関の附属機関として設置されたもの
2. 附属機関に準ずる機関で、規則、要綱等により設置されたもの

### 第3 審議会等の新設

### 第4 既設置の審議会等の見直し

### 第5 委員の選任

審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的又は所掌事務に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次の事項に十分留意するものとする。

1. 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材を選任すること
2. 審議会等の委員への女性の登用については、「大阪市男女共同参画プラン」※1の定めるところによること
3. 特に必要がある場合を除き、他の審議会等の委員の職を3以上兼ねる者を委員に選任しないこと
4. 同一人を継続して委員に選任する場合は、特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回までとすること
5. 本市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと
6. 第6に定めるところにより、市民から委員を選任する場合は、公募によることを基本とし、適正な委員を公正に選任するよう十分配慮すること

### 第6 審議等への市民の意見・要望の反映

### 第7 審議会等の公開

### 第8 総務局長との調整及び報告等

### 第9 施行の細目

### 附則

2. この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 参考 ※1 市の審議会等での女性委員の占める割合

32.1% (平成 17 年度) ⇒ 40.0%以上 (平成 27 年度)